

「ものづくり産業支援事業」研究部会開催事業実施要領

(目 的)

第1条 ものづくり産業に関する新商品開発に向けたオープンイノベーションの活用を促進するため、産学官関係者による研究部会を設置し、愛媛県内のものづくり産業の支援を図る。

(内 容)

第2条 研究部会は、次号のいずれかを実施する。

- (1) 新製品・サービス等の試作品等の開発に関する調査・研究等
- (2) 新製品・サービス等の商品化に関する調査・研究等
- (3) 製品・サービス等の用途開発に関する調査・研究等
- (4) 販路開拓・拡大に関する調査・研究等
- (5) その他新事業展開に関する調査・研究等
- (6) その他必要な事項

(設 置)

第3条 財団は、テーマ別に必要に応じて、研究部会を設置する。

- 2 設置は、「各研究部会の構成員となる代表企業者等（以下「コア企業」という。）」から提出される「ものづくり産業支援事業研究部会設置申込書（以下「設置申込書」という。）」（様式1）によるものとする。

(事業計画)

第4条 コア企業は、設置申込書に併せ、研究テーマ、研究部会のスケジュールや研究部会開催に係る予定所用経費等について「ものづくり産業支援事業研究部会事業計画書」（様式2）を財団に提出し、承認を受けなければならない。

(開 催)

第5条 各研究部会は、年10回を限度に必要に応じて開催するものとする。

- 2 開催は、各研究部会のコア企業から提出される「ものづくり産業支援事業研究部会開催通知書」（様式3）によるものとする。
- 3 各研究部会の活動期間は、設置申込書が承認された翌年2月末までとする。

(対象経費)

第6条 財団は、各研究部会が活動している間、1研究部会に対し1年に1,000千円を限度に、事業に要する経費を負担することができる。

- 2 対象経費は、事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、次に掲げるものとする。
 - (1) 専門家や研究者等の外部専門家に対する謝金及び旅費
 - (2) 新製品等の商品化等に関する調査・分析等に要する経費
 - (3) 試作品の製造、試験等に要する経費（原材料、外注費等）
 - (4) デザイン開発に要する経費

(5) 見本市出店等販路開拓に要する経費（小間料のみ）

(6) その他特に必要と認められる経費

3 各研究部会は、対象経費が発生する事件決定について、事前に財団に相談し、財団の承諾を得なければならない。また、対象経費の支払や契約等の事務手続きについては、財団が行うものとする。

(秘密保持)

第7条 各研究部会構成員は、事前の情報開示者による承諾なく、研究部会の秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(専門家の招聘)

第8条 各研究部会は、テーマに関連した県内外の専門家や研究者等（以下専門家という。）を招聘することができる。

2 招聘は、各研究部会のコア企業から提出される「ものづくり産業支援事業研究部会専門家招聘依頼書（以下「招聘依頼書」という。）」（様式4）によるものとする。

3 招聘依頼書に従い、財団は、専門家候補者に招聘依頼を行うものとする。

(専門家の義務等)

第9条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た研究部会の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(謝金等)

第10条 財団は、専門家に対し、ものづくり産業支援事業実施要領別紙1の基準により謝金を支払い、旅費を支給する。

(報告)

第11条 各研究部会は、当該年度最後に開催される研究部会終了後、速やかに「ものづくり産業支援事業研究部会開催報告書」（様式5）を提出するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は財団の専務理事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月27日から施行する。

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙1)

謝金の支給基準

「ものづくり産業支援事業」実施要領第6条に基づく、専門家及び講師の謝金は、次により支給するものとする。

職 位	支 給 金 額 (消費税込)
専門家	10,000円/回 (うち、消費税909円)
講 師	支給金額は招聘講師の実績を勘案し、 その都度理事長が決定する。 但し上限10万円/回日とする。

上表の支給金額にかかる消費税は10%対象とする。

旅費の取扱基準

「ものづくり産業支援事業」実施要領第6条に基づく、専門家及び講師の旅費は、愛媛県の「職員の旅費に関する条例(昭和28年愛媛県条例第6号)」(以下「条例」という。)、
「職員の旅費支給等に関する規則(昭和28年愛媛県規則第22号)」、
「職員の旅費取扱規程(昭和28年訓第213号)」及び「愛媛県行程表(平成10年4月1日付け訓第132号)」を準用するほか、次により取り扱うものとする。

1 旅費の級格付

公益財団法人えひめ産業振興財団職員の給与及び旅費に関する規程を準用し、次のとおりとする。

職務の級区分	職 名
4 級	専 門 家 講 師

2 旅費支給事務の取扱

平成 30 年 4 月 1 日付け 30 人事第 3 号、愛媛県総務部長通知「旅費制度の運用指針の制定について」を準用する。

この場合において、同通知中「旅行命令」とあるは「旅行依頼」と、「在勤庁所在地」とあるは「在勤事業所所在地」と、それぞれ読み替えるものとする。

ただし、勤務先を有しない者にあつては、「在勤庁所在地」とあるは「住所地」と読み替えるものとする。

3 旅費の支給額

条例の規定を準用して算定した額を支給する。

ただし、往復の行程 4 キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。